

男女共同参画社会基本法ってなに？

男女共同参画社会を実現していくための基本理念を示した法律。女性も男性も、家庭や職場、学校、地域などのあらゆる分野で対等に参画し、等しく利益を受け、ともに責任を担う社会をつくるために定められました。



なぜ、基本法が必要なのか？

憲法で男女平等がうたわれていても、残念ながら現実の社会にはまだまだ不平等が残っています。女性であっても、男性であっても、誰もが暮らしやすい男女共同参画社会にしていくためにこの法律はつくられました。少子・高齢社会を迎えたいま、女性の力は社会に欠かせないものとなっています。昔ながらの性別による固定的な役割分担意識を捨て、男女一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会づくりは、21世紀の最重要課題といえます。



どんな理念が掲げられているの？

一番のねらいは、社会における男女差別をあらゆる角度から見直し、解消しようというもの。基本法は、男女共同参画社会を実現するためのいわばマニュアルを示したもので、5つの基本理念を掲げています。

- 1 **男女の人権の尊重** 個人としての尊厳が守られ、性別による差別的扱いを受けない。また、個人の能力を発揮できる機会が確保されること。
- 2 **社会における制度又は慣行についての配慮** 男女が社会制度や慣行において平等に扱われなければならない。

3 **政策等の立案及び決定への共同参画** 政策や方針の立案・決定の場に男女が対等な構成員として参画する。

4 **家庭生活における活動と他の活動の両立** 社会の支援のもと、男女が力をあわせて子育てや介護をしながら、仕事や地域活動などを両立させていく。

5 **国際的協調** 国際的な取り組みと協力しあいながら男女共同参画社会の実現を目指す。

男女共同参画社会



国・地方公共団体、そして私たちにも責務があるの？

国・地方公共団体は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりに必要な施策を総合的に策定し、実行する責務があります。そして、私たち国民は職場、学校、地域、家庭など、社会のあらゆるところで、男女共同参画社会をつくるために努力をしていくことが求められています。

